

「働くことを軸とする安心社会」 「1000万連合」の実現にむけて

連合新潟

第309号 2016.11.15

日本労働組合総連合会
新潟県連合会
〒950-8558 新潟市中央区新光町6-2
TEL 025(281)7555
FAX 025(281)7556
発行人 齋藤 敏 明
題 字 宮 崎 風 穂
定 価 1部5円

購読料は会費に含む

連合新潟第二六回年次大会

一月二日、新潟グラン
ドホテルにて、連合新潟第
二六回年次大会が開かれま
した。

大会には代議員・特別代
議員などおよそ一四〇人が
出席し、うち女性の出席は
二人でした。大会議長に
は桑原典子さん(UAセン
セン)、近藤美里さん(J
AM新潟)が選出されま
した。



成三〇周年の二〇二〇年ま
でに実現させる「一〇〇〇
万連合実現プラン」に基づ
く組織拡大の継続とし、連
合新潟の運動に関わる「組
織拡大」「安心社会」「政治
課題」の三つの切り口であ
いさつしました。

つづいて来賓として出席
された新潟県、新潟労働局、
新潟県労働金庫、新潟県総
合生協、民進党新潟県連、
社民党新潟県連合の代表者
からあいさつをもらいまし
た。

審議事項では、「二〇一
七年度活動計画」「二〇一
七年度財政」「連合新潟規
約・規則等の見直し」「役
員交代」「退任役員の表彰」
について全会一致で承認さ
れました。

大会では、皆川代議員(自
治労)から今回の県知事選
の対応や、夏の参院選での
野党共闘の取り組み、今後
の政治対応について、宮沢
代議員(全自交労連)から
は新潟交通圏ハイテクカル



大会議長を務めた桑原代議員(左)と近藤代議員(右)

テル問題の経過と今年九月
の東京高裁での判決結果、
そして今後の取り組みへの
支援と感謝について、また
大滝代議員(自治労)から
労働条件関係で春季生活闘
争の取り組みと労働法制に
対する規制緩和、最低賃金
に関する発言がありました。

終盤には、退任した小
熊執行委員(自動車総連)と
新たに任に就いた川崎執行
委員(自治労)、田辺執行

委員(自動車総連)、藤澤
執行委員(私鉄総連)、関
口執行委員(JEC連合)
からあいさつがあり、最後
に齋藤会長の「団結がなん
ぶらう」で閉会しました。

大会終了後には、同ホテ
ルで交流懇親会が開催され
、およそ一六〇人が参加し
ました。来賓には米山新潟県
知事、篠田新潟市長、西村・
菊田衆議院議員、風間・森
参議院議員、連合新潟推薦
県議会議員、新潟市議会議
員をはじめ、多くの方々を
迎えました。

11月の主な活動

- 2日 第26回年次大会
- 5日 第28回連合新潟
女性委員会総会
第28回連合新潟
青年委員会総会
- 12日 第3回医療部門連絡会
- 16日 第1回四役会議
- 29日 第1回執行委員会

連合新潟
ホームページ



退任のあいさつをする小熊執行委員

新潟労働局から 長時間労働削減の協力要請

一〇月二七日、連合新潟
は、新潟労働局から長時間
労働削減をはじめとする
「働き方改革」に向けた取
組みの要請を受けました。

厚生労働省は毎年一月
を「過労死等防止啓発月
間」としており、過労死の
防止等への理解を深めるた
めにキャンペーンやシンポ
ジウムの開催を行っていま
す。

新潟労働局からは、労使
の間で長時間労働の撲滅や
ノー残業デーの設定、有給
休暇の取得向上などを進め
てほしいとの協力要請があ
りました。

有給休暇を取らせてもら
えない、有給休暇はないな
ど労働に関する困ったこと
がありましたら連合新潟ま
でお問い合わせください。

手交する齋藤会長(左)と
労働基準部・城井部長(右)

ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事)を求めて

一〇月十九日、燕三条地
場産業振興センターリサー
チコアで「ディーセント・
ワーク世界行動デー10・19
新潟集会」を開き、約一五
〇人が参加しました。

「ディーセント・ワーク」
とは、国際労働組合連合
(IUC)が提起する「働
きがいのある人間らしい仕
事」を意味し、不安定雇用
や失業者の増加、格差・貧
困の拡大により、働きがい
も人間らしさもなくただ機
械のように作業させる職場
が増えたことを背景に生ま
れた言葉です。まさに今の
日本が抱える課題そのもの
であり、だからこそ私たち
はディーセント・ワークを
求めていかなければならま
せん。

集会では、齋藤会長、宮
口県央地協議長のあいさつ
の後、リレートークを行い、
連合新潟女性委員会・細川
さつきさんより、働く女性
の視点から「女性参画をす
めるためには男性の働き
方改善が必要」と訴えまし
た。つづいて、連合新潟・



ディーセント・ワーク 世界行動デー

こんなとき どうする!? 労働法制 Q&A

A: 期間の定めのあることによる不合理な労働条件は禁止。
職場の問題として、会社と交渉し改善をはかる。

労契法第20条では、労働条件格差の是正をはかる観点から、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止している。

対象となる労働条件
賃金や労働条件等の狭義の労働条件だけでなく、労働契約の内容となっている災害補償、安全管理、服務規程、教育訓練、福利厚生など、すべての労働条件が含まれる。

